

業 種	鉄道・軌道
取組分野	情報伝達及びコミュニケーションの確保
テ ー マ	路面電車の安全性向上に向けた地域関係者との連携
取組の狙い	新たに軌道敷を整備するにあたり、路面電車と駐停車車両との事故の未然防止に向け、地域関係者らと連携し、解決を図る。
具体的内容	<p>札幌市では、市電（路面電車）路線のループ化に向け、軌道敷を新たに整備（延長）するにあたり、沿線の多様な関係者らの理解も得ながら、新たな駐停車スペースの確保等に向けて検討するとともに、軌道空間の駐停車禁止について周知を徹底することにより、事故の未然防止に向けた地域関係者との連携を通じて、路面電車の安全性向上を図った。</p> <p><b>1. 検討した背景</b></p> <p>市電（路面電車）路線の軌道敷の整備（延長）にあたっては「利用者の利便性」と「路面電車のまちづくりの活用」という観点から、軌道敷を従来の道路中央ではなく、上下線を道路の左右に振り分け、歩道に隣接して整備する「ダブル（デュアル）サイドリザベーション方式」により軌道敷を敷設（新設）することとなった。</p> <p>サイドリザベーション方式の導入により、停留場と歩道がシームレスに繋がり、道路を横断せずに市電に乗降でき、利用者の安全が確保されるとともに、停留場のバリアフリー化や地下空間との接続も図られることで利便性も増し、都心のにぎわいにも繋がる可能性がある。</p> <p>一方、中心市街地である「札幌駅前通」にサイドリザベーション方式にて軌道敷を敷設するにあたり、路肩でのタクシーの客待ちやトラックの荷さばきによる駐停車ができなくなることから、地域の経済活動にも影響が生じる恐れがあるため、札幌市まちづくり政策局都市交通課では管轄する警察署や道路管理者との協議のほか、地域の商店街振興組合やハイヤー協会、トラック協会等から構成される検討会を平成 25 年度に開催し、対策を検討することとなった。</p> <p><b>2. 事故の未然防止に向けた地域関係者との取組</b></p> <p>商店街振興組合やハイヤー協会、トラック協会等との協議を重ね、11月の閑散期や1月の積雪時に実証実験を実施、影響等の検証を踏まえ、軌道敷が敷設される「札幌駅前通」と交差する「南2条線」「南3条線」（一方通行路）の1車線を減らし、ベイ形状のタクシー乗り場や共用スペースを計7ヶ所設けることで解決を図った。なお、共用スペースについては、朝5時から夜19時までを荷さばきスペース、夜19時から翌朝5時までをタクシー乗り場として、業態に応じて利用できる時間をシェアしている。</p> <p>また、軌道敷内の駐停車禁止について、ハイヤー協会やトラック協会加盟会社へのポスターの配布、軌道敷内に駐停車した車両に警備員から啓発チラシを手渡し周知したほか、沿線商店街からも来店客に違法駐車等をしないように声掛けする等、事故の未然防止に向け、札幌市と地域</p>

関係者が連携し、軌道敷通行のルール順守の呼び掛けが行われた。



(画像は、札幌市公式ホームページより引用)

取組の効果

平成 27 年 12 月、西 4 丁目停留場～すすきの停留場間（都心線 0.4 km）を結び、サイドリザベーション方式によるループ化が実現した。

その後も違法駐停車が多い地域には看板を設置する等、継続して取り組み、都心線開業後、同区間で駐停車に起因する輸送障害の発生は 2 件に留まっている。

また、タクシーとの接触事故や都心線におけるタクシーの違法駐停車については、継続的にハイヤー協会と情報を共有している。



追加設置した看板

なお、令和 2 年 4 月、さらなる経営基盤の強化等を図るため、軌道事業（路面電車）は札幌市交通局が施設・車両の保有整備を担い、一般財団法人 札幌市交通事業振興公社が運行する上下分離方式としている。

事業者名

札幌市交通局 高速電車部 業務課

（連絡先：011-896-2746）

札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

（連絡先：011-211-2492）